

## 道路・公園通報システム 運用方針

令和5年3月 道路管理室  
公園緑地室

### 1. 目的

道路・公園通報システム（以下、通報システム）は、市が管理する道路（構造物を含む）及び公園施設の不具合箇所に関する情報を市民から「Logo フォーム（ロゴ・フォーム）」を活用して迅速かつ手軽に通報・情報提供してもらうことで、市民との協働により質の高い施設管理を行うことを目的とします。

### 2. システム情報

通報システムへは、ホームページ掲載 URL 及び QR コードから入ることができます。

(1) URL : [https://logoform.jp/form/5CLo/minoh\\_dourokanri\\_midori\\_tsuuhou](https://logoform.jp/form/5CLo/minoh_dourokanri_midori_tsuuhou)

(2) QRコード :



### 3. システム利用内容

入力する通報内容は、市が管理する道路（構造物を含む）及び公園施設の破損等不具合箇所の状況内容及びその状況がわかる写真、その場所の位置情報（または住所などを特定できる情報）とし、不具合箇所通報システム管理者（以下、システム管理者）が情報を確認したことをもって、当該情報の受け付けとします。

### 4. システム管理者

箕面市役所 みどりまちづくり部 道路管理室・公園緑地室

### 5. システム利用方法

- (1) 行政手続きをデジタル化することを目的とした総合プラットフォームである「Logo フォーム（ロゴ・フォーム）」から道路（構造物を含む）及び公園施設の不具合箇所の情報の入力を行います。（情報提供者氏名未記入の入力も可能です。）
- (2) 通報システムからお送りいただいた通報・情報提供については、原則として開庁時間内（祝日、年末年始を除く、月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時15分）に、市が受信内容を確認します。
- (3) 通報・情報提供の内容が緊急の対応を要する場合には、箕面市役所（代表：072-723-2121）まで直接ご連絡ください。

- (4) 市が通報・情報提供として受信した情報は、道路（構造物含む）及び公園施設を適正に維持管理するための情報収集を目的としており、市が管理していると施設と特定できた場合のみ、必要に応じ現地確認や補修等の対応を行います。補修等の対応の可否及びその方法については、施設管理者の判断によるものとします。
- (5) 市が通報・情報提供として受信した情報及び対応の可否及びその対応結果は、毎月市ホームページ上に公表し、情報提供者への報告とします。情報提供者に対する個別の回答はしません。

## 6. 情報提供に関する留意事項

- (1) 通報システムからお送りいただいた通報・情報提供について、以下に該当するものはご遠慮ください。また、そのような通報・情報提供等については対応できません。
- ・市が管理していない道路（構造物を含む）及び公園施設である場合は、市が受信後に管理するものを特定し、施設管理者へ情報提供を行います。なお、対応については各施設管理者の判断によるものとします。
  - ・記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
  - ・法令等に違反するもの
  - ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
  - ・政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似したもの
  - ・公序良俗に反するもの
  - ・犯罪行為を助長するもの
  - ・第三者の特許権、商標権、肖像権などを侵害するもの、及び本人の承諾なく個人情報を開示・漏洩する等プライバシーを侵害するもの
  - ・営利を目的としたもの
  - ・その他市が運営上不適当であると判断したもの
- (2) 通報・情報提供をいただいた情報は、補修等の参考に活用することを目的としており、施設管理者の判断により対応（補修・経過観察）するため、必ず補修等を行うものではありません。また、緊急性や優先順位などに応じて対応するため、対応までに時間を要する場合があります。
- (3) 通報・情報提供をいただいた情報は、道路（構造物を含む）及び公園施設の維持管理以外の目的には使用しません。

## 7. 免責事項

- (1) 市は、利用者が通報システムを利用したこと、または利用できなかったことによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- (2) 市は、利用者により投稿されたコンテンツ（通報・情報提供、その他画像）について、一切責任を負いません。
- (3) 市は通報システムに関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (4) 市は、予告なく当該運用方針の変更や運用方法の見直し、または中止をする場合があります。

## 8. 問い合わせ

箕面市役所 みどりまちづくり部 道路管理室・公園緑地室

(道路管理室) 電話 072-724-6748

(公園緑地室) 電話 072-724-6749

電子メール (両室共通) [tsuuhou@maple.city.minoh.lg.jp](mailto:tsuuhou@maple.city.minoh.lg.jp)